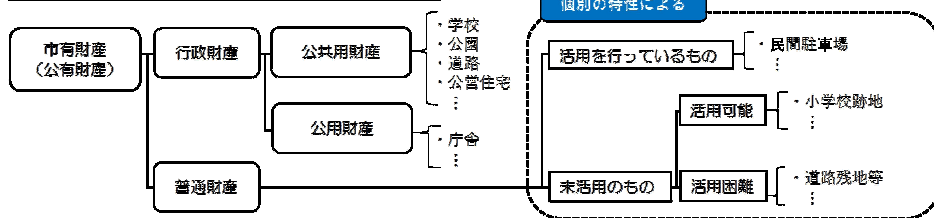


大東市市有財産（公有財産）利活用基本方針 【概要版】

1. 目的

今後、大東市がまちとしての機能を維持し、発展していくためには、人口増加につながる様々な施策に取り組むとともに、限られた財源や市有財産（公有財産）をいかに有効かつ効果的に利活用できるかが重要です。よって、ここでは市有財産（公有財産）の利活用により最大の効果・効用を得るための取得、管理、処分に関する基本方針を定めます。

2. 市有財産（公有財産）の分類について

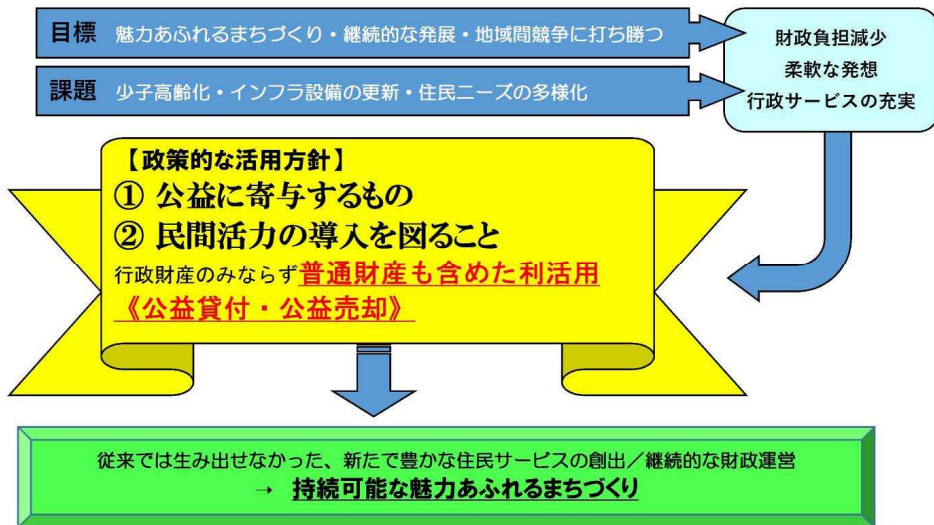


3. 市有財産（公有財産）の現状と課題

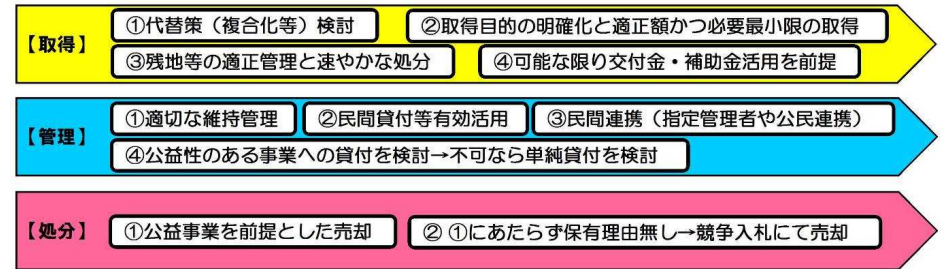
費用面【維持管理費用等】 職員のコスト意識希薄化 景観の悪化や地域活性化の阻害

4. 市有財産（公有財産）の取扱い方針について

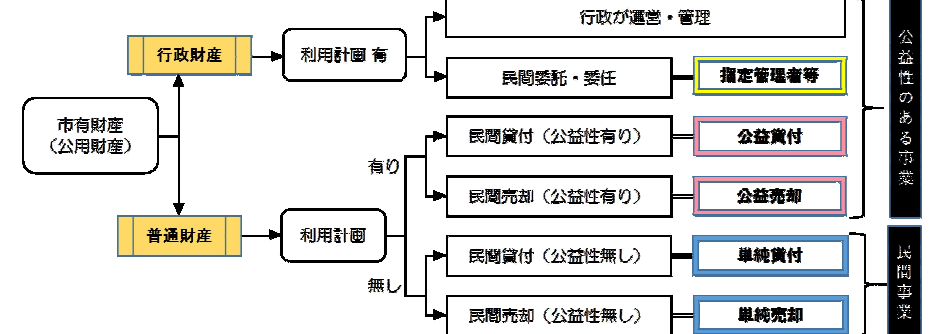
【市有財産（公有財産）の重点政策方針】



5. 取得、管理、処分の具体的な方法について



～財産分類と活用方法～



6. 貸付や処分の取扱いについて

内容	価格設定		相手方の決定
	貸付	売却	
原則	公有財産台帳記載価格、または鑑定価格に応じた実勢価格 ただし、路線価や公示地価を基礎とする価格を用いる事も可能	鑑定価格に応じた実勢価格	競争入札落札者
例外① 【実勢価格について】		① 広大な土地や建物、また高額になると予想される物件には2社以上の鑑定価格に応じた実勢価格 ② 狭小な土地建物等の場合は、路線価や公示地価を基礎とする価格	市の施策として公益・公共的に特に必要とされる場合を前提とし、客観的な公平性が担保され、随意契約による契約が、その目的遂行に最も有効な選択である場合
例外② 【減額について】	地方自治法に基づく議会の議決、または「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の規定に基づいた減額		

※入札により、各価格が、実勢価格に準じた価格を上回ることは妨げない

7. 市有財産（公有財産）の利活用における市の責務

市有財産（公有財産）について基本方針を徹底して遵守し、利活用することを前提に、新たな価値を創造していく。